

修正液や修正テープは使えません。

記入要領が不明の場合には、空欄のまま、窓口にてご相談ください。

婚姻届

平成 年 月 日届出

受理 平成 年 月 日
第 号

送付 平成 年 月 日
第 号

書類調査 戸籍記載 記載調査 調査票 附 票 住民票 通知



在リトアニア日本国

大使 殿
総領事

ミドルネームがある場合、ファーストネームとミドルネームの間に「・」や「,」等を記入しないで下さい。

現住所を日本語で国名から番地まで記入して下さい。郵便番号は記入しないで下さい。

外国人の氏名表記は、ラストネーム(姓)とファーストネーム(名)の間に「,」を記入。

配偶者が外国籍の場合、本婚姻届によって姓は変わりませんので、こちらにチェックをしないで下さい。姓を変更したい場合は、氏の変更届を提出して下さい。

日本人については、「昭和、平成」などの元号で、外国人については西暦で記入します。

本籍地は「2-2」などとハイフン(一)で略さずに、戸籍のとおり正確に記入して下さい。

婚姻証明書の発行機関名を同和訳文に記したとおりに記入してください。

押印は任意

(1)	夫になる人	妻になる人
(2)	住 所	住 所
(3)	本 籍	本 籍
(4)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍
(5)	同居を始めたとき	同居を始めたとき
(6)	初婚・再婚の別	初婚・再婚の別
(7)	同居を始める前の世帯	同居を始める前の世帯
(8)	夫 妻 の 職 業	夫 妻 の 職 業
その他	平成 年 月 日リトアニア共和国の方式により婚姻成立、ビリニウス市 市民登録課	
届 出 人	夫	妻
署 名 押 印	外務 花子	外務 花子
事件簿番号		

(届出人の連絡先及び電話番号)

Address: Ciurlionio g. 8-2B, Vilnius, 12345, Lithuania
Tel: +370 (5) 123 4567

現住所(郵送用)をアルファベットで記入して下さい(「住所」欄に日本語で記入した届出人住所と内容が一致するように記入)。